

ストップ・ザ・交通労働災害！

～ 死亡労働災害のトップは「交通事故」～



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

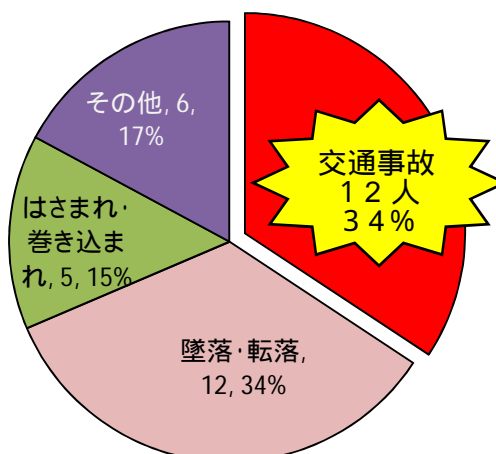
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の約 1/3 が、「交通事故」！

過去 5 年間（平成 27 年から令和元年まで）の佐賀県内における交通労働災害（交通事故）による死亡者数（12 人）は、全産業の死亡労働災害（35 人）の約 1/3 を占めており死亡原因のトップとなっています。

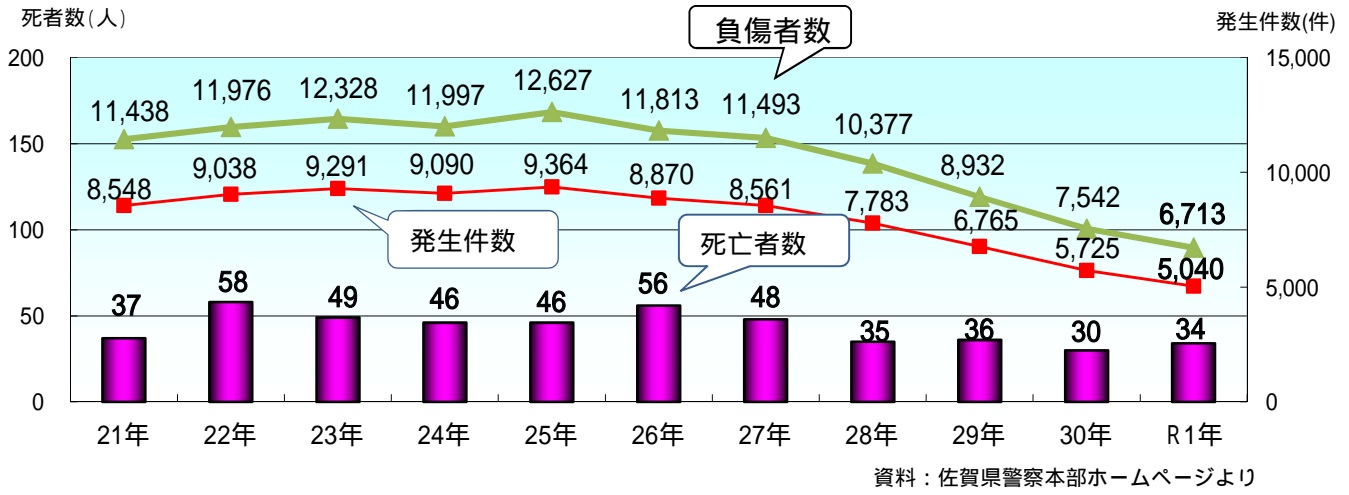
交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去 5 年間
（平成 27 年～令和元年）の死亡労働災害発生状況



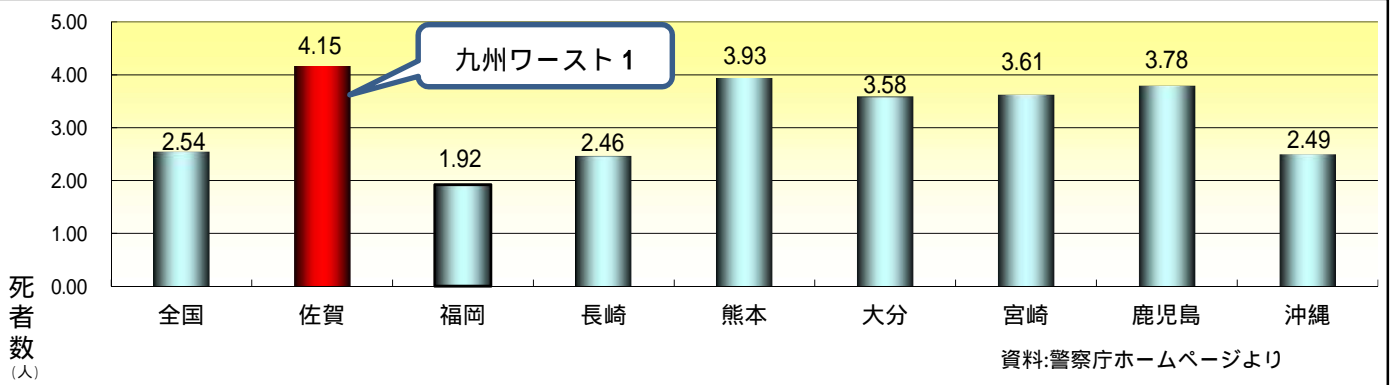
佐賀県の交通事故発生状況

令和元年の負傷者数、発生件数は減少した！



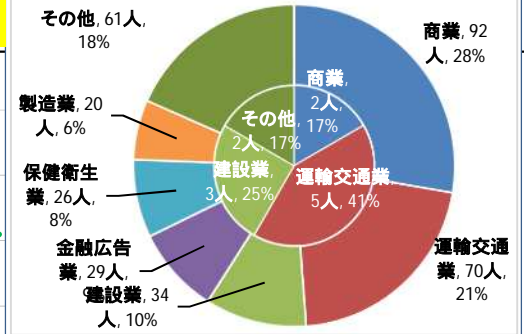
人口10万人当たりの交通事故による死亡者数(令和元年)

人口は総務省統計資料「令和元年10月1日現在推計人口」による。

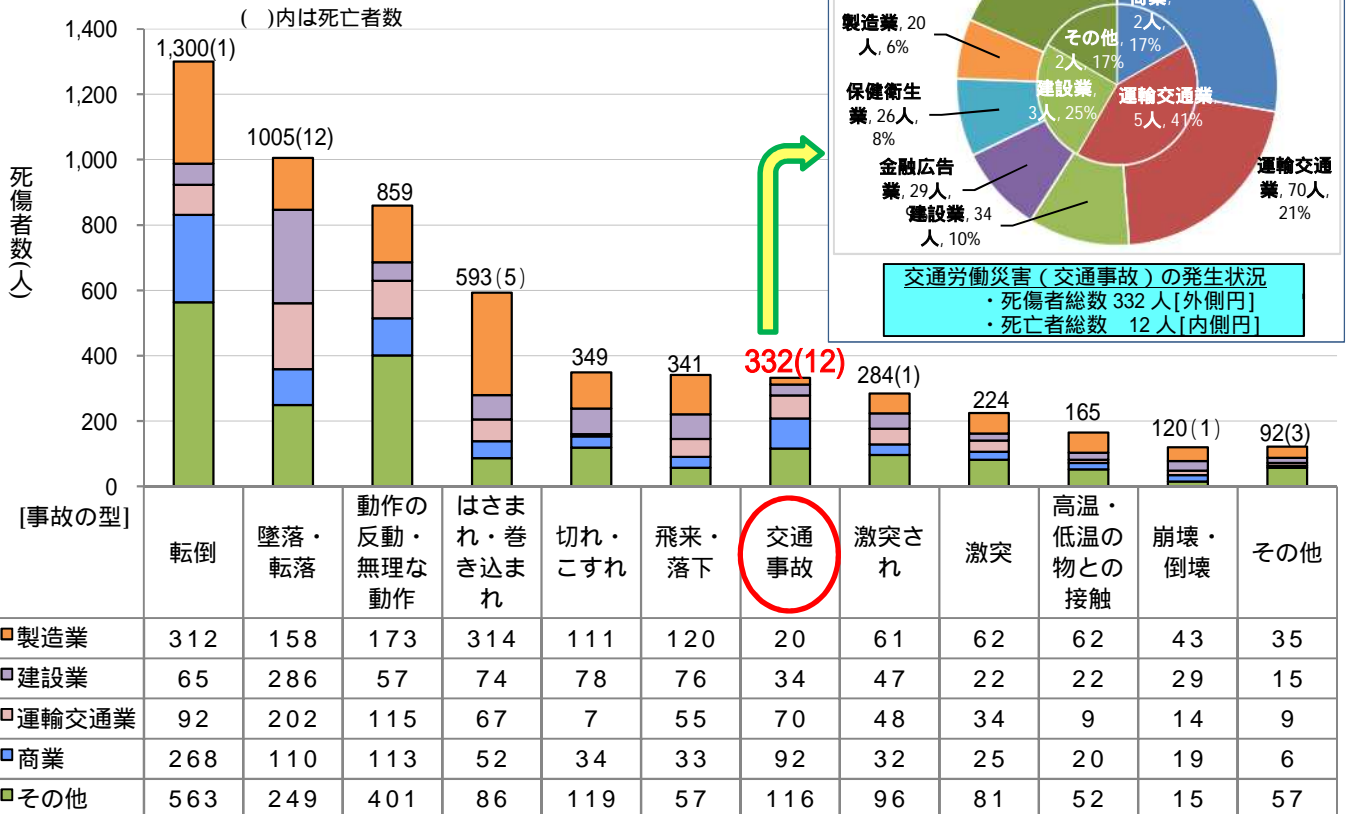


佐賀県の労働災害発生状況(平成27年~令和元年)

商業がワースト1



交通労働災害(交通事故)の発生状況
 ・死傷者総数 332人[外側円]
 ・死亡者総数 12人[内側円]



資料：佐賀労働局「労働者死傷病報告(休業4日以上)」より

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

～ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ～ 佐賀労働局

本ガイドラインは、平成25年5月に改正され、「労働安全衛生関係法令」、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

交通労働災害防止のための管理体制

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

交通労働災害防止のための安全管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

安全衛生方針の表明と目標の設定、PDCAサイクルによる安全衛生計画の実施

事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。

安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を作成(Plan)するとともに、その計画を適切に実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)していきましょう。

- 適正な労働時間等の管理及び走行管理に関する事項
- 教育の実施等に関する事項
- 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
- 健康管理に関する事項

安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合ひましょう。

適正な労働時間等の管理と走行管理

勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に発生しやすい。

睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成することににより、運転業務従事者(1)の十分な睡眠時間等を確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた「交替運転者の配置基準」を遵守しましょう。

適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間を定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転業務従事者に適切な指示を行ひましょう。

- 走行の開始及び終了の地点及び日時
- 拘束時間・運転時間及び休憩時間
- 走行に際して注意を要する箇所の位置
- 荷役作業の内容及び所要時間
- 走行の経路・主な経過地における出発及び到着の日時の目安

普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合は、発生しやすい。

睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等を確実にに行ひ、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認しましょう。

走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調であるなど常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超えるなど睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者(2)に実施させる場合にあつては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。

(1) 運転業務従事者：自動車(4輪以上に限る。)の運転業務に主として従事している労働者。

(2) 運転者：自動車等の運転を行う労働者。

交通労働災害防止のための教育の実施

交通労働災害防止に関する教育

雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行きましょう。

運転者が遵守すべき事項（交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等）

労働災害防止の基礎知識に関する事項

（「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項）

個別運転記録等を活用した教育

日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録、交通安全情報等を活用して行いましょう。

交通危険予知訓練の継続的な実施

交通労働災害防止に関する意識の高揚

意識の高揚のための活動の項目が増加すると発生しにくくなる。

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

健康管理

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行いましょう。また、所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じましょう。

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、医師による面接指導を行いましょう。

荷主・元請事業者による配慮

荷主からの要求の受容度が高い場合は発生しやすい。

事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う場合は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう運送事業者と協力しましょう。

到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行いましょう。

実際に荷を運搬する事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。

荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行い適正な走行計画を確保するための措置を講じましょう。

交通労働災害防止のためのガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf>）でのご確認や、佐賀労働局健康安全課、各労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署